

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○高島委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 希望の党の白石洋一です。

五年ぶりに国会、そして厚生委員会に戻ってまいりました。その間、丹念に地元の声を聞いて、その方々に成りかわって質問させていただきたいと思えます。

一言で言ったら、将来の生活不安です。将来どうなるかわからない、今は何とかやっていけても将来よくなる要素が見当たらない、これが地域の最大の課題です。特に年金しか収入源がない方、もうそれ以外に当てはない、蓄えはあっても、それは崩すだけ。そして、家族はいても、それぞれ生活がある、あるいは頼ることができない、事情がある、そういう方々の不安。そして、そういう生活を見ている若い方、現役世代も、これは自分たちの老後は大変なことになりそうだと。だからいろいろなことを控える。家族を持つ、子供を持

つ、あるいは事業に新しく挑戦する、そういったことに二の足を踏んでしまう、これが最大の課題で、それを克服せずしては、幾ら景気対策にお金を使っても、無駄金になってしまおう、一時的なものになってしまおうと思っんです。

そこで、大臣、挨拶でいろいろおっしゃられましたけれども、老後の生活の安心という面について、ちよっと、年金制度のところ、制度改正のこのについても書かれていますけれども、もう少し肉づけして、そのあたりの所信をお聞かせいただけますでしょうか。

○加藤国務大臣 所信で申し上げましたように、年金制度についても、法律のできてくるもの、これはしっかり施行していく等々ございますけれども、加えて、低所得の高齢者の方には、そうした年金のみならず、社会保障全体で総合的に支えていくことが大変大事だと思っております。消費税一〇%の引き上げ時に予定をしております年金生活者支援給付金、あるいはその際に、平成三十年に予定している生活困窮者自立支援制度の見直し、こういったことをしっかり進めていくことが必要だと思えますし、また同時に、年金に関しても、確実に受給をしていただくということで、今回、受給資格期間二十五年を十年に短縮いたしましたけれども、そういったことをしっかりと対処するとともに、年金の保険料の納付、また、必要な場合には保険料免除制度を活用することなど、これは年金受給資格になる前の話でありますけれども、そういったことも含めて、制度の周知を図り、そういった皆さん方の老後の生活の安定に向

けて努力をしていきたいと思っております。

○白石委員 大臣がおっしゃったように、老後の生活というのは年金だけではありません。確かに年金だけではない。物事の順番として、生活している方はどういうふうに考えるかというところ、まず年金があつて、そこから介護保険料が引かれ、そして七十五歳以上の方については健康保険税が引かれ、その手取りで生活をしている、ここがどうなるかということですね。それからまた、自分が介護サービスを受けたり病院に行ったら自己負担金を払う、こういうことになるんだと思えますけれども、やはり一番最初に考えるのは手取りがどうなるかということですね。

ちよっとお手元にお配りした資料ですけれども、やはり懸念するのは国民年金だけでやっていられない方、もう少し広げても厚生年金だけでやっていられない方、その方々が、一体、月額幾らでやりくりをしようとしているのか。この一ページ目のところで、老齢基礎年金、月額平均は五万五千元。これは大変低い金額です。これでは本当にやっていけない。加えて、これは厚生年金や共済年金の基礎年金部分も含まれているから、ですから、国民年金だけ、つまり自営業や農家の方々、あるいは一人親方でやってこられた方はもっと平均は低いはずなんです。これに加えて、厚生年金では報酬比例が乗ってきたりするんですけれども、ここがまず一つあります。

次に、次のページですけれども、では介護保険料はどうなっているのか。二〇〇〇年のとき、発足当初のときは月額二千九百円程度であった。そ

れが今や五千五百円ですね。ずんずん上がってきていて、さらにこの五年、十年では、七千円、八千円台になるうとしているということですね。これが引かれる。しかし、低年金の方は軽減措置もある。

それが次のページでありまして、三ページ目で、低年金の方は、ほぼほぼこのグラフの第一段階から第三段階の中に含まれてきて、割合でいったら〇・四五であったり、あるいは〇・七五の負担でいいですよ。それでもやはり数千円は払っていないといけません。この数千円が非常に重いんです。

さらに、本人非課税であっても世帯に課税者がいると。では、課税者というのはどういうところかというところ、大体年収二百数十万円ですね。所得でいったら百五十万円。自分の生活で精いっぱいの方が世帯にいる、そうしたら、もう一〇〇%支払わないといけないということになってくるわけです。

もう一つ、後期高齢者医療制度の方、保険料ですけれども、それは四ページのところにあります。平成二十九年度でいったら月額五千六百五十円です。これは平均ですから、では、低年金の方がどれぐらい払わないといけないのかというと、その次のページで、ここは、後期高齢者医療保険の保険料については相当軽減措置はなされてる。月に三百八十円だったり、月に五百七十円だったり。ここはそんなに負担にはなっていないかもしれない。

こういったところが見えてくるわけですから

も、私、前の議員のときもそうでしたけれども、手取りベースを把握して、そして御高齢の方々が一体どれぐらいの金額で生活しているのか、この可視化がなかなか難しいんです。これは年金局だけじゃない。老健局だったり、保険局だったり、あるいは生活保護との比較をしようとしたら援護局であったり、局が横断的になって、それぞれの制度をこうやって説明されるわけですから、私の事務所ではそれを総合的に考えることはなかなか難しいんです。

しかし、年配の方がどういう生活をしているのかということ把握するためには、手取りベースの金額、これを過去から推移を見て、そして今後どうなるか、制度の改正によって、幾つかあります、介護なり、医療なり、そして生活保護なり、どういう影響を受けるのかということは、局横断的に見ていかないとはいえないと思います。

それで、審議官については、医療介護担当とかちよつと横断的な審議官もおられると思うんですけれども、手取りベースの把握をする、これについて局横断にやっていたらいいな。そうすると随分可視化されて、そして、これで手取りでやってくるのは相当難しいだろう、あるいは、このところはちゃんと手当てしないとはいけないということがわかりやすく見えてくると思うんですけれども、ここは、加藤大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 御指摘の点はもつともだというふうに思います。

ただ、厚生労働省の制度だけではなくて、例えば税をどういじるか、税も国税、地方税とごさい

ますので、そういったものも全部込み込みで見ると、それがどうなるのか。それから、例えば、今の負担ですけれども、今度、利用するときも、いろいろな軽減措置がありますので、そこもどう考えていくのか。総合的に見ていくのは全くそのとおりだと思いますけれども、ただ、それを見る人どこかに置くかどうかというのは、ちよつとまだ私もイメージを持っていないですけれども。

ただ、それぞれ所掌しているところは、さまざまな制度改正、それが自分のところはどういう影響が来るのか、そのことはやはり常に關心を持って対応していかなくやらないです、それが結果として、どういう影響があれば今度自分たちの改正をするときにそこはどう考えていくのか、やはり常にそういうマインドというんでしょうか、意識を持ってやっていくことは非常に大事なんじゃないかなというふうに思います。

○白石委員 それは、政府の側の、所掌している側の立場で、でも、生活している方々にとつては、やはり手取りベースでどんどん減らされて、しかも、さしたる説明もなく天引きされてきて、ここが将来どうなるのかと。いろいろ制度が変わるといっても、それが一体、自分の通帳にどういう金額が入ることになるのか。ここをぜひ、担当官じゃないにしても、私どもが厚生労働省の役所の方に聞いたら、ちゃんとそういう資料が用意されているような体制にしていきたいなど。

確かに、制度がそれぞれ違うし、県や市によって違うんだ、こういう話で、こうやって別々のこういう議論になってしまいうんですけれども、ぜひ

そこはやっていただいで、まずそこで、それから住民税なり所得税なりやっていけばいいと思いません。大体ここで私が懸念しているところは、住民税を払うほどの所得では、年金ではないわけですから、まず厚労省の中でやっていただきたいなと思えます。

ちよつとそこで、ひとつお願いします。

○加藤国務大臣 御指摘は私も納得できるところは多々あるんですが、ただ、例えば、先ほどの議論もあつたんですけども、住民税非課税世帯で我々が切つていたりすると、今度、住民税を変えると変わっていきちゃうわけですね、その対象が。だから、やはりそこは、どこかで集約的というのはなかなか、例えば厚労省の中でそれをというのはなかなか難しい部分はあるんだろうと思えます。

ただ、おっしゃる御視点、それは非常にごもつともだというふうに思いますので、我々も、他の制度でどう変われば、それから、各市町村ごとに全然違うので、必ずしも一元的には見られませんが、それでも、それがどういう影響を及ぼしているのか、そういったことはしっかり関心を持ちながら対応していくべきだと思いますし、御指摘のようから、我々はどうしても制度をつくる方でありますから、制度という意味においては、いわば供給側かもしれないけれども、しかし、最後は、国民一人一人、受け手がそれによってどういう影響を受けていくのか、そのことは常に認識しておかなければならない、その御指摘は、私はそのとおりにだというふうに思います。

○白石委員 ぜひそこは進めていただきたいなと思えます。

それで、やはり生活者の視点でいうと、もうこれではやっていけないということで、それは実際数字にあらわれていきます。それはどういうことかという、次のページの六ページ、年金をもらっているながら生活保護に頼らざるを得ないという方が本当にふえてきているんです。

平成十七年、六十五歳の被保護人員、五十五万六千人、うち年金受給者二十六万人、それが双方ふえております。平成二十七年のときには、六十五歳以上の被保護人員というのは九十六万七千、七割増加しているんです。そして、そのうちの年金受給者の数は四十七万人、八割ふえているんです。

つまり、年金をもらっていないながら、自分はやっと、多少サボつたことがあるにせよ、公的年金、国民皆年金でやってきた方々が生活保護に頼らざるを得ない。人数でいったら、それは六十五歳以上の人口というのは、過去は二千六百万人、そして今は三千四百万人程度ですから、今は全体の数からいいたら二%に満たないかもしれない。しかし、これからどんどんふえてくる、このことは見えております。

というのは、なぜかという、その横にありまして年金受給者当たりの年金受給額、月額の四万五千円から、ずっと今に至って四万七千円。さっきの国民年金の平均の受給額とそう変わらないじゃないですか。

つまり、普通にやってきた方々が生活保護に頼

つてきているというわけです。もちろん、それだけじゃない。家族のサポートあるいは蓄えが少なかった、こういうこともあるにせよ、年金の金額としては一般の平均とそんなに変わらない方々が生活保護に頼つてきているわけですね。

これは、よく言われる、団塊の世代の方々が二〇二五年に全て七十五歳以上になるといふときには、相当ふえてくるんじゃないかと私は危機感を感じているんです。このあたり、大臣、危機感の共有について所見をお願いします。

○加藤国務大臣 例えば基礎年金そのものの水準で十分な生活が足りないじゃないかと。幾つかいろいろな水準がありますけれども、二人であれば基礎的消費を上回る水準、これは満額ですけれどもね、しかし一人では足りない、こういう指摘もこれまでございます。

ただ、この基礎年金の水準そのものが、全ての基礎的収支を全部賄うんだということで設定されているというよりは、もともとが御承知のような経緯からスタートし、自営業をされている方々が将来引退をして、引退としながらも、例えばお店屋さんでいえばお店も手伝いながら、そんな認識の中でつくられてきて、そして、その水準をこれ以上上げると、やはり保険料を負担されている若い世代、これが上がるといふことで、保険料を一定に抑えましょうというところで、たしか平成十六年に制度改正がなされて今日に至ってきているというところであります。

そういう中で、先ほど申し上げましたけれども、現行の年金の中で納めていただける機会があれば

納めていただく、そして、仮にそれが難しければいわゆる免除制度を使っていただく等々で、しっかりとした年金をまず受けてもらえるように我々も周知を図っていかなきやならないと思いますし、貯蓄も残念ながら持つことができず、それでは生活ができないということに対しては必要な生活保護等をしつかり提供していく、こういった複合的な対応をすることによって高齢者の方々の生活の安心というものもつくっていききたいな、こういうふうにして思っております。

○白石委員 確かに、大臣おっしゃる、年金だけでは生活できないということとは当初わかっていたはずじゃないかと。それにしてもここまで目算が狂うとは思っていなかったという方がすごく多いんです。年金の減らされ方、そして負担、特に天引きされる場所ですね、それがふえてきている。あとは寿命が延びているというところもあると思います。

それで、将来どれぐらいもらえるんだろうかというところも視野に入りたいところです。そのために、ねんきん定期便やねんきんネットができてはおりますが。

ここでちよつと、ここは事務方の方に聞きたいんですけども、そのねんきん定期便やねんきんネットで将来このままでいけばこれぐらいもらえるだろうという金額がありますけれども、これはマクロ経済スライド後の金額でしょうか、前の金額でしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。今、ねんきん定期便でございますとか、ねんき

んネットで御自身の記録の確認でございますとか年金見込み額の確認ができるようにしてございます。

この年金見込み額試算につきましては、将来のマクロ経済スライドは反映しない数字で記載してございまして、現在の年金制度を前提とした試算というふうにしてございます。

○白石委員 かくのごとくに、やはりこのままだと目算が狂ってしまう。書かれているその金額が来ると思っていて、自分は蓄えがあるにせよ、これぐらいのペースで崩したらいいだろうというふうにして、基礎年金部分については最終的に今の標準的なシナリオでも三割減であります。

これだと、将来、見込み違いの方々がどんどんふえてきてしまうんじゃないでしょうか。そうすると、また、この生活保護に頼らざるを得ない人が本当に不本意ながらふえていくということになるんじゃないでしょうか。このところはちよつと大臣、お願いします。

○加藤国務大臣 まず、試算の見込みといつても、マクロ経済スライドがどの程度反映されるか、これは、なかなか正直言って、経済の実態に応じて変わってくるわけでありますので一義的に前提を置くのは非常に難しいのかなど。そういうことで、多分それもお断りした上でさまざまな試算ができる仕組みにこれはなっているんだらうと思います。それから、委員の後の資料にもありますけれども、これからマクロ経済スライドが適用されていく中でどういう姿になっていくのか、これは財政

検証をする中で確認をさせていただいているところでございますので、その辺しっかりと、今どういう制度になっているのか、そういったことも含めて周知をしていく、これは大事なことだろうと思っておりますので、我々もさまざまな機会において、今の年金制度がどういう状況になっているのか、そして、先ほど申し上げた、一方で、しっかりと年金を受給していただくためにも、日ごろの保険料の負担、あるいは保険料の納付、あるいは免除制度の活用、そういったことも含めて幅広くPRはしていかなきゃいけないというふうに思っています。

○白石委員 大臣、やはりそこは、結局は、自分はどうなるんだというところが一番の生活者の個人々の関心事です。やはり、自分がどうなるというところに反映された形で、ねんきん定期便、ねんきんネット、試算すべきだと思っんです。もちろん、その前提条件はこうですよというふうに書いてもいいですよ。でも、下がる場所は書かないでおいたら、目算違いの人がこれからたくさん出てくる、このように思うわけです。

それで、次のページ、七ページ目のところで、では一体どうなるのか、何とか知りたいという人は、厚労省のホームページにも、分厚いPDFの中の一枚にはこれがある、これを見れば何となくわかるわけがあります。

これは、現役男子の手取り収入との比較、つまり、貨幣価値が変わってきますから、現役男子の手取り収入が、将来も同じような生活をできるという仮定のもとでいったとしても、今の状況から

して、全体、一元化モデルでいったら、平成四十二年、二〇三〇年度には一割減るということです。六二・七％、所得代替率が五六・五％、一割減るといふことですね。基礎年金の部分についてはさらに減る、一三％減るわけです。基礎年金、つまり国民年金だけでやっている人はさらに減っていく。これは三十年続くわけですから、基礎年金の調整終了にはまだ十三年残っているのにもかかわらず、ここまで減るといふわけですね。

これはもう今対処しないといけないんじゃないでしょうか、大臣。本会議の中で維新の方もおっしゃっていましたが、国難というのは怠慢の部分もあると。これはもう見えていて、国難になることは明らかであります、これが実際に行われたら。マクロの経済スライドが発動されていない、だからといったら、だから、将来、余計悪くなるわけです。

そのことを考えたなら、もうこの年金制度、ほかにもいろいろあります。要するに、目的は、生活保護に頼らないで、老後、少なくとも最低限の生活ができる、尊厳ある生活ができる、惨めな思いはすることはしない。この制度を今着手、再建なり新しくつくるなりしないといけないんじゃないでしょうか。大臣、所見をお願いします。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げた、たしか平成十六年の改定ときに、やはり、このまま行くと現役世代の保険料は一体どこまで上がるのか、逆に、それでは年金に対する信頼も失っていくだろう、そういうことで、要するに、保険料をこまめでということ、いわば上限を設定し、そして、

その中でどう回していくのかということ、今の仕組みがつけられてき、そして、その検証として、少なくとも、今お話がありましたように、現役の方の実質の所得に対してもらえる年金が五〇％を切らないという、そのような財政検証をしていく、こういう仕組みに入ってきているわけでありまして、これはこれとして、やはり年金制度を将来に向けて、負担を考えながらも安定化させていく、そういう中でつくられてきた制度だといふふうに認識しております。

加えて、今お話ありましたように、確かに、この中で基礎年金の部分はだんだん減少していきますね。そういったことも含めて、今度、一〇％の引き上げのときに給付金を支給するとか、さまざまな手当てを考えながら、こうした高齢者の方も安心してお過ごしただけ、こういうことに、はしっかりと配慮していかなくやいけない。それはおっしゃるとおりだと思います。

○白石委員 こういう見込みを見ながら手当てをしていくと。今でさえ国民年金はきゅうきゅうしているのに、さらにその国民年金がより厳しい状況に置かれる。税と社会保障の一体改革で、加藤大臣も担当されて、給付金をお支払いする。でも、月額五千円。しかも、それも払った期間に案分してです。低年金の方は五千円満額じゃないわけですね。数千円かもしれない。これでは安心して将来生活できるとは言いがたいんです。根本的な制度の見直し、あるいは刷新、これが必要だと思えます。

それで、ここは議論となりますけれども、一番

最後のページで私がちよつと書かせていただきました、ブレインストーミングの一つのたたき台というか。

目的は、高齢者の方で低所得、低保有資産で扶養者なしの方々、これからふえるわけですから、そういう方々が、なるべく生活保護に頼らないで尊厳ある最低限の生活保障をいかに実現するか。

これはいろいろなやり方があります。年金をそうやってふやすということもあるでしょうし、給付つき税額控除というのものもあるでしょう。あるいは、最低限の月々の所得を保障していくということもあるんだと思います。

しかし、財源をどうするかということですが、その考え方としては、まず保険料収入から取ることを考える。

まず、年金保険料、取るべきところからちゃんと取れているのか。国民年金の納付率というのはまだ七割ですね、これをどう上げていくのか。あるいは、数年前に長妻議員が調べていたように、厚生年金、被用者年金であったとしても二百万人の人が納めるべきところを納めていないというところがある、ちゃんとここを取ろうじゃないか。

それから、国庫負担分、基礎年金の二分の一は国庫負担、年間十兆円、これを全てに給付するんじゃないかと、低年金の補填に回せないかということや、そういうところがあります。

ここでちよつととめて、大臣、ここは非常に既存の制度を前提にした議論ですけれども、ここについて御所見をお願いします。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げておりますように、まず、年金がしっかりと受給できる状況をつくるために、納付がしっかりと行われていくということは大変なことだと思っておりますので、これまでも国民年金保険料の納付率の向上にも取り組んでまいりましたし、それから、実際、その方の実態から見たら国民年金ではなくて厚生年金が本来なら適用されている、そういう方もおられるわけでありませう。そういった意味で、厚生年金の適用されるべき事業所をしっかりと探し、そしてそこに対応していく。そのためには、今、国税ともいろいろな情報をやりとりして、これに対してはかなり力を入れて取り組ませていただいております。先ほど申し上げた、本来もらえるべきと言っているのが適切かわかりませんが、もらえるべき年金がしっかりともらえていく状況をつくっていくということが私は大変大事だというふうに思います。

国庫負担分をどこに充てるか、これはいろいろな議論があると思いますが、これはいろいろな議論を踏まえて今のようになっているというふうな認識をしているところであります。

○白石委員 やれるところをちゃんとやるということが大事だと思いますので、それを引き続きやってみようという、限界もあります。限界があるからどうするか。例えば、保険料の上限の引き上げ、これは、標準報酬月額の上限というのは、今六十五万円なりになっていると思うんですけども、それを上げる。でも、その分給付もふえるわけですから。

提案したいのは、保険料率を累進化する。日本は、社会保障制度前と後でより格差が広がっているという統計もあるわけですから、社会保険料というのは逆進性が非常に高い。国民年金保険料が一番最たる例だと思っておりますけれども、税金は累進税率になっていくわけですから、社会保険料率、料率を累進的にする。しかし、給付は標準報酬月額を基準に給付する。だから、その方々にたくさん、相応に支払う。でも、払った金額、保険料金額に比例する金額ではないですよということ、格差は正型の保険料率にするということもあると思います。

時間もちよつと足らなくなりましたけれども、この議論をぜひしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願います。

ありがとうございます。